

報告第32号

令和2年度京丹後市公営企業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を調製し、議会に報告する。

令和3年9月2日提出

京丹後市長 中山 泰

(別紙)

総括表⑤ 資金不足比率の状況(令和2年度決算)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名
262129	京都府	京丹後市

(単位:%、千円)

公営企業会計名称	資金不足比率	(単位:%、千円)	
		資金不足額	事業の規模
水道事業会計	-	△ 1,232,149	1,039,917
下水道事業会計	-	△ 147,070	502,875
病院事業会計	8.6	522,915	6,062,778
市民太陽光発電所事業特別会計	-	△ 17,977	46,524
工業用地造成事業特別会計	-	△ 28,644	28,644
宅地造成事業特別会計	-	△ 45,589	45,589

(単位:%)

経営健全化基準
20.0

【参考】 資金不足額（令和2年度）

○法適用企業

(単位:千円、%)

会計名称	負債の部						算入地方債 ②	資産の部				小計 ④=①+②-③	解消可能資金不足額⑤	資金不足額 ⑥=④-⑤	事業規模 ⑦	資金不足比率 ⑧/⑦
	①=a-b-c-d-e	流動負債a	控除企業債等b	控除未払金等c	控除額d	PFI建設事業費等e		③=d-e-f	流動資産g	控除財源h	控除額i					
水道事業	287,463	976,266	688,803	0	0	0	0	1,519,612	1,650,912	131,300	0	△ 1,232,149	0	△ 1,232,149	1,039,917	—
下水道事業	266,659	1,870,449	1,603,790	0	0	0	0	413,729	644,803	231,074	0	△ 147,070	0	△ 147,070	502,875	—
病院事業	1,667,905	2,185,742	517,837	0	0	0	130,943	1,275,933	1,311,933	36,000	0	522,915	0	522,915	6,062,778	8.6

※ 流動負債及び流動資産は、貸借対照表(決算書)の数値

※ 事業規模は、損益計算書(決算書)における営業収益(医業収益、訪問看護事業収益及び通所リハビリテーション事業収益)から受託工事費を差し引いた数値

※ 資金不足額がある場合は、正の数値での表記。(黒字の場合は、マイナス表記)

※ 解消可能資金不足額により黒字となる場合は、資金不足額は「0」とする。

○法非適用企業

(単位:千円、%)

会計名称	歳出の部 ①	算入地方債 ②	歳入の部 ③=a-(b-c)				土地収入見込額 ④	地方債現在高 ⑤	長期借入金 ⑥	小計 ⑦=①+②-③	解消可能資金不足額 ⑧	資金不足額 ⑨=⑦-⑧	事業規模 ⑩	資金不足比率 ⑪/⑩	
			歳入a	繰越事業費b	左記の特財c										
市民太陽光発電所事業特別会計	45,497	0	63,474	63,474	0	0			△ 17,977	0	△ 17,977	46,524	—		
宅造	工業用地造成事業	14,917	0	22,141	22,141	0	0	21,420	0	0	△ 28,644	0	△ 28,644	28,644	—
	宅地造成事業	9	0	44,801	44,801	0	0	797	0	0	△ 45,589	0	△ 45,589	45,589	—

※ 土地収入見込額は、売出を開始している土地の時価評価額から販売経費を除いた額で、帳簿価額と比較して小さい額。

ただし、時価評価額から販売経費を除いた額が赤字となる場合は、「0」とする。また、未売出である場合は、④土地収入見込額は「0」とする。

※ 宅造会計の小計欄の数値は、⑦=①+②-③+(⑤地方債現在高+⑥長期借入金-④土地収入見込額)による数値。(プラスとなる場合は、「0」とする。)

ただし、①+②-③-④が赤字(プラス)となる場合の⑦小計欄の数値には、上記にかかわらず⑤地方債残高及び⑥長期借入金は算入しない。

※ 事業規模(宅造以外)は、損益計算書における営業収益から受託工事費を差し引いた数値。(決算統計26表1行2列-26表1行5列)

※ 事業規模(宅造)は、地方債現在高と他会計借入金の合計額。但し、実質黒字額と土地収入見込額の合計額を下回る場合は、実質黒字額と土地収入見込額の合計額とする。

※ 資金不足額がある場合は、正の数値での表記。(黒字の場合は、マイナス表記)